

## 千葉市立青葉病院感染対策委員会設置要綱

### 〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院における院内感染対策に関する諸問題を協議し、感染防止を図るため、青葉病院感染対策委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### 〔組織〕

第2条 委員会は、次の第1号から第5号に掲げる常任委員並びに第6号及び第7号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 院長
  - (2) 看護部長
  - (3) 薬剤部長
  - (4) 事務長
  - (5) 診療放射線技師長
  - (6) 感染症対策に関し相当の経験を有する医師等
  - (7) その他、委員長が必要と認めた者
- 2 委員長は、院長が指名する。
  - 3 副委員長は、委員長の指名に基づき、委員から選任する。

### 〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### 〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、事務局総務班において総理する。

### 〔委任〕

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成5年4月1日より施行する。

改正平成8年4月1日

改正平成13年4月1日

改正平成15年4月1日

改正平成16年4月1日

改正平成18年4月1日

改正平成22年4月1日

改正平成23年4月1日

改正平成23年7月11日

改正平成24年1月18日

改正平成24年4月1日

改正平成24年6月20日

改正平成27年4月1日

改正令和 4年4月1日